日本科学者会議

福岡支部ニュース

2012 年 12 月 19 日発行　No.217

●日本科学者会議事務局

〒113-0034　東京都文京区湯島 1-9-15
Tel:（03）3812-1472

●福岡支部事務局

事務局長　小早川義尚
〒812-8581　福岡市東区箱崎 6-10-1
九州大学大学院理学研究院生物科学部門
Tel:（092）642-3901　Fax:（092）642-3901
E-mail: kbykwrcb@kyushu-u.org
郵便振替　福岡 01790-1-5576

目次

１　九州･沖縄地区シンポジウムの報告　1
２　『日本の科学者』読書会の報告　4
３　環境研例会の報告　6
４　JSA九州・沖縄地区会議(12月２日)の報告　8
５　行事案内　8

１．九州･沖縄地区シンポジウム「原発のない社会をめざして」（佐賀大学）報告

九州・沖縄地区シンポジウムは，毎年秋に行われるもので，今年は玄海原発のある佐賀が担当ということもあり，「原発のない社会をめざして」というタイトルで１２月１日（土）の午後１時３０より開催された．会員のみでなく一般市民も含めて７０名程度の参加者が集まった．シンポジウムでは，以下のように２つの基調報告のあと休憩をはさんで６つの報告がありパネルディスカッションが行われた．順次それらの内容を報告する．なお，本シンポジウムにおいて新しく日本科学者会議に加入された方が４名あったという．その点から言っても，今回のシンポジウムの充実ぶりがうかがえる．　（報告：三好，小早川）

【基調報告】

① 岡本良治（九州工大名誉教授）
「原発と放射線影響をめぐる科学的事実と科学的言明−今，科学と科学者の社会的責任として問われていることは何か」

② 近藤恭典（福岡第一法律事務所，弁護士）
「脱原発運動における司法の活用−九州玄海訴訟の取り組みと全国の状況」

【パネルディスカッション】

① 戸田清（長崎大学環境学科）「核兵器・原潜・原発についての歴史認識と『原発問題の常識』を考える」
② 西脇亜也（宮崎大学農学部）「バイオマスエネルギーの現状と課題」
③ 入谷貴夫（宮崎大学教育文化学部）「高知県椨原町の自然エネルギーによるまちづくりー電気代のいらない町」
④ 高岡滋（神経内科リハビリテーション協会クリニック）「被曝の健康影響の考え方」
⑤ 於保泰正（玄海原発プルサーマル裁判の会）「裁判で問うていること」
⑥ 佐藤正典（鹿児島大学理学部）「原発が海の生物に及ぼす影響」

２つの基調報告は，どちらも質の高いものであった．まず，①岡本氏の講演では原発と放射線影響をめぐる最近の話題から話しはじめ，科学の有効性と限界，原発の基本的特徴と問題点，科

学者の社会的責任論，原発利益共同体とその構造，「低線量」内部被ばくの影響評価，放射線影響をめぐるリスク・コミュニケーション論など多岐にわたる問題に触れられた．印象に残っている点を列記すると：(1) 科学技術が関わる現代の社会的問題の多くは，予測が困難であったり価値判断が含まれるものであったりするために，科学では答えが出せない問題である．(2) 同じ科学の分野である物理学（自然を対象とする）と公衆衛生学（様々な環境における複雑系としての人間を対象とする）では方法論が異なり，「科学的」ということの意味には大きな幅がある．物理学で成功した還元主義的アプローチは公衆衛生学では望みがなく，公衆衛生学では科学的対応の重要なひとつである予防原則的対応は物理学にはない．(3) 本質において危険である原発の特徴は，巨大な出力密度，長期間継続する崩壊熱と莫大で超長期継続する放射能，およびプルトニウムなどの生成であり，ここに過酷事故の制御困難性の要因がある．(4) よく言われる「人類は核と共存できない」ということに関して，この「核」が「核兵器と原発」であるならそのように表現すべきである．しかし，「核」がすべての核エネルギーを意味するのであれば的外れの文言である（理由：太陽エネルギーの起源は核融合，地熱の半分程度は崩壊熱，また，核エネルギーは放射線治療など医学の分野でも利用されている）．(5) 専門的知識を有する科学者が知識の欠如する市民に知識を与えるという旧来の「欠如モデル」で理解された科学者と市民の関係性は，最近では科学者と市民がそれぞれの役割を認識し，水平的関係で議論し合う engagement policy へと発展・移行している．(6) 「100 ミリシーベルト以下は障害があるという統計的証拠はない」として，100 ミリシーベルト以下の低線量被曝は安全であるという「科学者」がいるが，そのことは安全であることを決して意味しない．まして，100 ミリシーベルト以下でも有意の障害があるという研究が数多く出ている．このことに関連して，人には個体差があり「放射線に弱い人」がいることに注意する必要がある．(7) 地震発生のメカニズムはまさに「複雑系」であり，いつどこでどのような地震があるかという予想を立てることは出来ない．逆に言えば，地震列島日本のどこにおいて第２のフクシマが起きても不思議ではない．(8) 科学者，「専門家」にとって大切なことは独立性・透明性である．(9) 脱原発社会への軟着陸のためには，原発廃炉の工程は長期にわたることを覚悟しなければならない（さらに，高レベル放射性廃棄物の管理（処分）には数万年あるいは１０万年という超長期になる）．「原子力工学から脱原子力工学へ転換するべき」（吉岡斉氏）の引用をしながら原発ゼロに向けて廃炉での雇用創出の展望も語られた．

②近藤氏の講演では，これまでの原発訴訟のレビューをし，司法の限界と司法の効用を一般論として説明されたあと，九州玄海訴訟と全国の状況が紹介された．原発訴訟の形態には国を被告とする行政訴訟と事業者を被告とする民事訴訟があるが，これまでの原発訴訟は連戦連敗であった．その原因は，電力会社による「必要・安全キャンペーン」，御用学者による安全証言，設置許可や様々な指針をパスしたことによって危険性の立証責任が住民側に負わされたこと，さらには裁判官の事なかれ主義や行政依存体質などにあったという．しかし，3･11 以降は，安全神話の崩壊とともに住民の警告の真実性が明らかになり，重大事故を起こした設置許可や指針の信頼性の失墜，御用学者のいい加減さが明確になり，容易に運転認容判決を出すことに慎重にならざるを得ない状況が出てきており，係属中の訴訟で「裁判官の態度が変わった」という．司法の限界としては，国策に反するような判決は，特に最高裁では出しにくいという問題と，専門的知識の尊重や行政判断の尊重という点で原発訴訟に対する裁判所の及び腰の態度があるという．さらに，勝訴したとしても，必ずしも国が判決にしたがうわけではないことは原爆症認定訴訟や「よみがえれ！有明訴訟」の例をみても判決の抗力の限界というものがあるのは明らかです．訴訟は，司法の外にある運動とうまく連携しながら展開する必要があります．運動に力量があれば，司法に頼らない解決の道も可能でしょう，しかし，運動の力量が足りないときには，国の責任を明確にする点で司法は有効です．司法の効用は，要求の中身を明確にし，論点を明確にさせることにあります．さらに，被告の国や電力会社に対して不都合な事実や質問に対して応答義務を課すことが出来る点です．九州玄海訴訟の特徴は，圧倒的多数の原告団（当面，１万人を目標）で，国を

も被告として，被害を主張立証の中心にすえるという点にある．国を民事訴訟の共同被告とすることは，司法上の困難さはあるが，原発事故の加害構造において国の有責は明らかであり，その有責性を問わない訴訟の無意味さを吟味して，あえて国を共同被告にしたという．目標は，日本中の原発を止めることであり，その一環として九州玄海訴訟や九州川内訴訟がある．原発訴訟史上はじめて脱原発弁護団の全国連絡会議が結成され，情報共有や希少な研究者証人の有効活用，さらに脱原発運動を全国規模で戦略的に展開する道が開けてきているという．しかし，今のところは論点の情報共有だけでも膨大な時間が必要で，全国的運動の戦略的議論のための時間が不足しているという問題点を指摘された．

パネルディスカッションにおいて，まず，①戸田氏は，福島第一原発事故を経て，また「福島第一原発と原潜ノーチラスの関係についての誤報問題」の検証を経て「原発問題の常識」が共有される必要性を痛感したとして，原発問題の常識として想定される 50 項目を挙げて報告された．とくに，よく「日本の軽水炉原発は原潜の原子炉を原型にして造られたもの」と省略されて言及されることがあるが，ほとんどの原潜・原子力空母においては，加圧水型軽水炉（PWR）が採用されており，より危険性が高く操作員の被曝の危険性も格段に高い沸騰水型軽水炉（BWR）は採用されていないことに注意する必要があると指摘された．PWR の構造の簡素化・低コスト化を追求して造られたものが BWR であり，それは言うなれば「安全性」を犠牲にして「経済性（目先の電力会社のもうけ)」を求めて造られた原発であるのと指摘である．そして，言うまでも無く今回の惨事を引き起こした福島第一原発はその BWR であった．今回の報告の要旨として，戸田氏のまとめられた「原発問題の常識として想定される 50 項目」は，原発問題を考える上押さえておくべき事項を簡素にまとめられた有用なものだと感じた．

②西脇氏は，バイオマスエネルギー利用の現状と課題を，③入谷氏は，自然エネルギー利用の先進例としての檮原長のまちづくり例を報告された．

④高岡氏は，水俣病被害の実相が歴史的経過を踏まえながら，今回の原発事故による被曝の健康影響についてどのように考えるべきかについて重要な報告を行った．まず，環境汚染における健康被害に対して，汚染原因の撤去，実態の解明，病態の解明と治療，住民への情報提供，適切な診断基準の制定，被害者への補償，再発防止などが必要であるが，水俣病でも今回の原発事故でもどれひとつまともに行われていないという．同氏の提起された重要な指摘を列挙する：(1) 毒性物質による健康被害では，曝露と人体への健康影響の両データの検討が必要であるが，そのデータが不十分な未知領域では予防原則が重要である．(2) 放射線被曝の指標としてガン死のみが取り上げられているが，ガン死以外の数多くの健康被害指標が存在する．(3) 企業と行政は，人体被害を最小のものに限定し責任を逃れようとする行動パターンをとる．今回も国際原子力ムラがらみの圧力・妨害があり得る．(4) いま，住民が「被曝の影響ではないか」と言い出すと，看もしないうちから放射能神経症とか，ヒステリーとか，過敏になっていると決めつける例が多発している．このような倫理的にも間違った医師の行動の背景には，政府や東京電力の情報隠しに追随する医学会中枢の姿勢がある．(5) 人体の複雑さから考えて，放射線の健康被害の有無については人体についての疫学研究が最も重要である．100 ミリシーベルト未満の外部被曝で健康障害を認める疫学研究は少なくない．ただ，疫学研究は後追いになるものであり，疫学研究の結果を待たず，予防原則に基づく行動が大切である．時間が十分になくあとの話はかなり省略されたが，来年 3 月初旬に予定している福岡でのシンポジウムに講師としてお呼びして十分な時間の中で拝聴したいものである．

⑤於保氏は，玄海原発プルサーマル裁判の会で取り組んでいる３つの訴訟（MOX 燃料使用差止請求 2010 年 8 月提訴，玄海原発 2, 3 号機再稼働差止仮処分申立 2011 年 7 月提訴，玄海原発運転差止請求 2011 年 12 月提訴）において，MOX 燃料の危険性や 1 号機の異常に高い脆性遷移温度を問題にしていることを報告された．このような裁判の中では様々な問題に対して徹底的な分析や論点の整理が必要であり，これらの点で JSA の研究者にも協力の要請がなされた．

⑥佐藤氏の報告の要点は，原発の通常運転時における，温排水の問題・放射性物質の放出の問題についての警鐘であった．原発は原子炉の核反応による発熱によって水蒸気を発生させそれによって発電機のタービンを回して発電するというものであるが，その効率は現在の火力発電の効率よりもずっと悪くその結果として多量の熱を主として温排水として環境に放出している．その，温排水自体の引き起こす問題・また冷却水として取り入れる海水を塩素系薬剤で処理することによって海水中の微生物を除去（大量殺戮）していることの問題を指摘された．また，川内原発は川内川の河口に位置しているがその使用する冷却水（取水・排水量）は川内川の流量よりも多いということを聞いてと背筋がぞっとしたのは私だけではないだろう．

また，川内原発が年間 3.5～5.1×10^{13} ベクレルの放射性水素（トリチウム）を環境に排出しているという事実の指摘は,即原発停止こそが今求められていることを再認識させてくれる.また，加圧水型の原子炉（PWR）の方が沸騰水型の原子炉（BWR）よりも多量に環境中にトリチウムを排出しているというその原因がよく分からない事実の指摘から，原発がいかに「未完成で不明な点を多く含んだ，使ってはいけない技術」であることを改めて感じた.

２.『日本の科学者』読書会報告

◆11 月号読書会　＜特集＞新局面を迎える「大学改革」政策

11 月 12 日（月）午後 2 時～5 時

以下は読書会で報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』11 月号の読書会の様子を編集したものです.

齋藤安史論文「科学・技術政策と高等教育―競争力強化のための人材（財）育成」

国立大学の法人化問題は，行政改革と公務員減らしから出発しているが，同時に，国立大学を「科学技術創造立国」政策に動員するという意図もある．中教審答申「我が国の高等教育の将来像」(2005 年 1 月）では，教育と研究を大学の長期的観点からの使命とする一方で，産官学連携などを大学の短期的・直接的使命（第３の使命）であるとしている．2004 年の法人化によりどうなったかをみてみると，法人化前後（2002 年と 2008 年の比較）で，大学教員一人あたりの年間平均研究時間は 47.5%から 36.1%と減少している．さらに会議等によって研究時間が細切れになり，集中して研究が出来にくい状況が出てきている．研究環境が悪化する中で科学論文数の減少も顕在している．競争により論文数増加を図るという法人化の目的に反する皮肉な結果である．その他にも，高学歴ワーキングプアの激増，博士課程修了者の深刻な就職難，任期付きや非常勤などの不安定雇用の激増など学術の現場の崩壊現象が法人化以降加速されている．そのような中で大学政策の転換が，文科省主導ではなく，財務省主導の国家戦略会議で進められ，従来とは異なる政策決定過程の中で実行されようとしている．文科省はその国家戦力会議の実行施策プラン作りに狂奔し，主要大学は挙げてその先頭に立とうとしている．大学関係者は，その状況について早急に討議を深め，共同のたたかいをはじめる必要があるのではないか.（報告：M.K.）

中嶋哲彦論文「国立大学法人における大学自治の復興」

大学や高等教育機関がその社会的使命を遂行するうえで，学問の自由と大学自治の保障は不可欠である．2004 年の法人化以降の国立大学（＝行政機関）（注１）では,「自律的運営」ということで政府に指示あるいは承認された目標達成のため「自発的」経営努力が制度的に強要され，自らの手で教育研究をねじ曲げていく論理が働いている．このような論理から離脱するためには,「国立大学の自治」への国民的合意とその制度的保障の道を探ることが必要である.

（注１）法人化の前の 2000 年 5 月に国立学校設置法１条は「①この法律により，国立学校を設置する，②国立学校は，文部大臣の所轄に属する」から「文部科学省に，国立大学を設置する」と

変更され，文科省の内部組織としての「国立大学＝行政機関」の論拠にされた．法人化のためには，この設置法の変更はなくてはならないものであった．　　（報告：Y.S.）

佐藤誠二論文「国立大学法人化の財政問題―財政縮減と競争原理」

独法化後の第１期中期目標期間 2004-2009 における財政データをみながら国立大学法人制度の問題を考える．国立大学予算の要求・配分が一般会計の中で行われるようになったことにより，財務省の直接的関与が増加している．財務省の基本姿勢は，財政縮減，競争原理，自己努力の３つである．この 6 年間で運営費交付金が 6.7%（830 億円）削減され，効率化による費用削減や外部資金拡大などの自己努力が求められている．しかし，日本の高等教育への公財政支出は，OECD 加盟国中最低で対 GDP 比 0.5%（OECD 平均 1.0%）であることを考えれば，財政資金の確保は最重要課題である．国立大学法人全体でみれば，運営費交付金は減少しているが，付属病院収益や外部資金の増加により経営利益は 12%程増加している．しかし，大学間格差は大きく，小規模大学や単科大学などでは運営費交付金の減少をカバーできない状況もある．法人化による大学改革は，「高等教育の質保障・転換」というより行財政改革，産官学連携強化の視点が過度に先行している．　（報告：E.M.）

長山泰秀論文「法人化後の国立大学への公財政支出の変化および財政誘導による機能別分化促進と大学間格差の固定化」

法人化後の国立大学への公財政支出の変化にともない，大学間格差の拡大と財政誘導による機能別分化が進行している．それらがもたらしている問題点を論じている．国立大学法人法の国会付帯決議の必要な予算確保の約束は反故にされている．文科相自身も我が国の高等教育機関に対する公財政支出の対 GDP 比が 0.5%と OECD 加盟国中最下位で，家計負担が突出して高いことを問題にしているが，「受益者負担によるべき」ということでこの状況は改善されていない．法人化はそれまでにあった大学間格差を固定化した．そして，大学の「機能別分化」（中教審答申 2005 年 1 月）はこのように完成された格差の正当化である．外部資金等の割合の多い大学は研究に機能を特化させ，反対に少ない大学は研究以外の機能に特化させるようなことが進行している．財務当局ベースで作られた「大学改革の方向」は，「大学改革実行プラン」（文科省 2012.6），さらには閣議決定「日本再生戦略」の中に位置づけられ（大学のミッションの再定義と文言もみられる），これまでとは質的に異なる段階に入っている．このような方向とは異なる，大学人が自ら行う真の大学改革が必要ではないか．　（報告：T.M.）

森利明論文「大阪府立大学をめぐる大学改革の現状」

大阪府立大学は，それまでの府立３大学を統合再編して 2005 年 4 月に公立大学法人大阪府立大学となった．その後，知事になった橋下徹知事から存廃を含めた抜本的な見直しを迫られ，2012 年 4 月に理学部や経済学部を解体することで７学部制から現代システム科学域，工学域，生命環境科学域，地域保健域の４学域体制への移行が強行された．また最近では，府と市の統合をめざす動きの中で大阪市立大学との経営統合が進められようとしており，学部の整理・統合や予算の削減が強引に推し進められる危険性が高い．　（報告：O.K.）

◆12 月号読書会　＜特集＞原発再稼働を問い直す

12 月 10 日（月）午後 2 時～5 時

以下は読書会で報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』12 月号の読書会の様子を編集したものです．

清水修二論文「福島原発災害と地域再生の課題」

福島県では，知事と県議会が「県内全原発の廃炉」を主張している．しかし，政府と東電は第一原発 5,6 号機と第二原発４基の再稼働を望んでいる．また，他の原発立地自治体は経済的理由から再稼働を望む現実がある．しかし，福島の経験を真に教訓とするためには，被災地域のリアルな実情を見据えて原発に依存しない地域作りの方法論を構築する必要があると主張する．廃炉が生む雇用について，チェルノブイリの例があり参考になる．事故前のチェルノブイリでの雇用は 7000 人であった．廃炉に向けた作業を行っている現在の雇用は 3500 人，放射能汚染の周辺地域の安全管理などにあたっている労働者が 3500 人にのぼり，新たに「石棺」を覆う工事にも相当数の雇用が見込まれるという．（報告：Y.S.）

本島勲論文「原発停止下における電力需要ー大飯原発再稼働の検証と電力システム改革」

日本の発電施設の稼働率（2006 年度）は水力 22%，火力 44%，原子力 70%で，火力は半分以上が停止している状態である．日本全体で原発の発電量は火力施設の 28%に相当するので，原発を止めたとしても，火力の稼働率を 44%から 72%（原発の稼働率と同程度）にすることで対応できる．このことは，今夏の電力需給結果により証明されてもいる．電力の自由化はすでに 2000 年から始まっており，「新電力」が誕生し（64 社が登録，実際に供給しているのは 27 社），そのシェアは 5%程度である．日本での自然エネルギー導入可能量は現在の発電設備容量の１０倍ある（環境省 2010）．経産省は，小売り部門，発電部門，送電分野にわたる電力システム改革の基本方針案をまとめた（2012.7）．内容は，新自由主義に基づく競争・市場原理の導入である．地場産業や地域住民によるエネルギーの地産地消に基づく改革が求められている．（報告：T.Y.）

井戸謙一論文「福井原発再稼働差止め訴訟の論点」

新しい審査指針・技術基準に基づく定期検査に合格するまで再稼働禁止を求める仮処分訴訟が大津地裁で進行中である．そこで争われている論点が整理されている．原告主張：福島原発事故でこれまでの安全設計審査指針が誤っていたことが明らかになった（被告の反論なし）．原告主張：社会的に容認される安全性のレベルは，過酷事故の発生に怯えながら生活する必要のない程度のものであるべき（被告の反論なし）．原告主張：過去に生じた最大の地震を前提に対策を取るべき（被告主張：他地点の過去に生じた最大の地震を前提とするのは相当でない）．原告主張：若狭湾の原発は 2006 年 9 月の新耐震設計審査指針によるバックチェックが行われていない．新指針によるバックチェックが完了するまで運転は許されない（被告の反論なし）．つい最近，直下の断層が活断層である可能性が高まった敦賀原発もこの差止め訴訟の対象である．判決は来年早々に出る予定である．裁判所が 3.11 以降変わったのかどうかをみる試金石となる．（報告：E.M.）

坪田嘉奈弥論文「原子力発電所と雇用問題」

４基の原発があり，さらに２基の増設計画のある敦賀市の市議会では，2011 年 12 月に，①停止中の原発の再稼働，②敦賀 3，4 号機の増設促進，③もんじゅの存続の意見書を賛成 21 反対 4 で可決した．敦賀市長は「原発は雇用の柱」として新たな地場産業を育成していくことに目が向かない．しかし，3.11 の原発事故を経験したあとでは，このような態度は理解しがたい．原発の現場での派遣労働は，元請け，下請け，さらに孫請け，ひ孫請けという形で多重構造になっており，電力会社から出た労働者日当（6～7 万円）が末端の労働者に渡るときには 7000～8000 円になるという．日本の原発１基あたりの総被曝量はアメリカ，フランスの２倍，スウェーデンの３倍と世界一大きく（総合資源エネルギー調査会 2011 年 1 月），その 96%は下請け労働者が受けている．一方では，現場での被曝隠しも常態化している．原発は早急に廃炉にして，その間に新たな地場産業の育成をはかることが必要であろう．（報告：M.K.）

（以上，三好記）

３．環境研例会報告

◆10 月環境研例会　（10 月 7 日）
演題:「原発を伝えきれないマスコミ」
講師:白垣詔男さん（元西日本新聞編集委員）

白垣さんはあるところで次のように言っている。「記者クラブメデア」は 3.11 の記事について政府、東電の広報に成り下がっていた現実も明らかになった。
本来「報道」は何のためにあるのか、それは究極のところ、国民に、自分の生命、財産を守る最低限の情報を与えることであろう。
その役目を、日本のマスコミ、特に「記者クラブメデア」果たしてきたか？とも言っている。白垣さんは、上杉隆氏と鳥賀陽弘道氏の「記者クラブメデア」の実態（『報道災害（原発編）』幻冬社）を基に以下のように述べている。「日本のジャーナリズムは死んだ」、「大地震と大津波」さらに原発事故となった「東日本災害」の報道に接すると「記者クラブメデア」からジャーナリズムが無くなったことを再認識させられ、改めて残念に思った。
ジャーナリズムが残っているのは、フリーライターの一部で、それを思うと私は、悲しみとむなしさを痛感しながら新聞を読みテレビを見ている。結論から言うと、新聞、テレビから流れる情報のほとんどが信じられなくなった。しかも、さまざまな記者会見は、「記者クラブメデア」が独占して、「フリーランス記者」を参加させないところも多いのです。国民の税金で官公庁に出来ている記者クラブが日本新聞協会加盟の新聞社、通信社、放送局の記者だけのものとなっているのは、現役のとき、「記者クラブメデア」に籍を置いたものとして、おかしいいと思う。
フリーランスの記者が増え、ジャーナリズム精神を堅持して活動している現在の実態を知ると、「記者クラブメデア」の閉鎖的・排他的な姿勢に私ははずかしくなる。
今回の原発関係で「記者クラブメデア」の異常な実態を紹介すると、東電の記者会見で記者らは「勝俣会長さま」「清水社長様」と呼ぶといいます。しかも、東電やエネルギー担当の「記者クラブメデア」の記者たちは、記者会見でおかしいことがあっても追及しない場合がほとんどだという。現場を取材しない大手メデアテレビは福島第一原発の映像を「30 キロ地点から映像を鮮明にしています」や「東電提供」として放映していた。新聞も含め大手メデアは原発地域への立ち入り禁止圏内を内規で決めて自己規制している。NHKが原発から 40 キロ、朝日新聞・時事通信は 50 キロといった具合である。これでは「現場」を取材出来るはずもなく「東電発表」、「東電取材、政府発表」の大本営発表になるのも当然である。
国民は「東電のバイアス」のかかった報道を刷り込まれているのが現状で・・・騙され続けている。
フリージャーナリストが「取材機会要請」の「共同アピール」を以下のように出している。
①福島第一原発敷地内で行っている定期的取材と撮影機会の実現。
②福島第一原発で働いている原発・作業員への定期的な取材・撮影機会の実現。
③20 キロ圏内の「警戒区域」内の定期的取材・撮影機会の実現などである。
「記者クラブメデア」は国民から見たら同じジャーナリストを「無視し、仲間外れにして大本営発表」でお茶を濁している「イジメ構造」ともいえよう。

◆１２月環境研例会（12 月 8 日）
演題:「エコロジカルな排水処理を考える」
講師:冨安貢弘氏（ECO コロンブス代表 ）

以下は富安氏の持参された要旨です。
「我々が出す排水は、本来どうやって処理を行うことが地球のルールに合致しているのか？　人類共通の課題である、環境・水・CO_2・食糧問題等との深い関係性を軸としながら、装置の可能性と必要性を説く。」

『無電源排水処理装置の可能性と必要性』
「我々が出す排水を、どう処理すれば地球のルールに合致しているのか、考えたことがありますか？
元来、我々が排泄した物の行き先は、下水道や浄化槽ではないのです。
土の上で生きている生物は土に還し、水の中で生きている生物は水に還す、水辺の生物はどちらに還し

てもいい。
これが、我々生物が地球と交わした根源的な排泄物循環のルールです。この約束を、我々人間だけが守っていません。
大地に還すべき物を大地に還さず、栄養分等を含んだまま、すべての処理水を川から海に流し込んでしまえば、大地と海のバランスが崩れ、空との関係も壊れます。
本講演で紹介するシステムは、大地に還すということを基本として、あらゆる微生物や地域に生息する動植物等を最大限活用したものです。
生物の多様性を尊重し、地球のルールを守りながら生きていく暮らしを考えるヒントとなるはずです」
「排水処理は、人類共通の課題である環境・水・エネルギー・CO_2・食糧問題等との深い関係性があります。その関係性を軸としながら、装置の可能性と必要性を説く」

４．JSA 九州・沖縄地区会議（12 月 2 日）報告

12 月 2 日(日)の九州・沖縄地区会議と大学の状況について情報交換の会合には、福岡から、鈴木・三好・小早川が参加した。この地区会議には全国事務局長の米田氏（東京）と全国常幹の伊藤氏（福島）も参加された。

九州・沖縄地区各支部の活動状況の報告では、前回に引き続き特に長崎・熊本の抱える困難な状況について検討が行われた。九州・沖縄地区が担当する 20 総学については、1 月中に各支部から実行委員会メンバーの候補を九州・沖縄地区担当常幹へ報告すること、来期の地区シンポは大分で開催するが 20 総学のプレシンポの位置づけで取り組むこと、来期の全国幹事は大分（高山）と福岡（未定）から出すこと等が話し合われた。また、2014 年度に開催される第 20 回総合学術集会は、福岡で開催し、会場は西南学院大学（仮予約済み）を使用、日程は 9/12(金)、13(土)、14(日)、(予備日：15(月)敬老の日 ）とすることが確認された。

５．行事案内

4.1 核問題研究委員会

日　時：12 月 22 日（土）13:30～
場　所：九州大学筑紫キャンパス　総合研究棟 C-CUBE　6 F 610 室
内　容：(1) 4 つの事故調査委員会は何を明らかにしたか（報告：岡本良治氏）
(2) 3.11 福島原発事故から何を学ぶか

4.2 『日本の科学者』1 月号 読書会

日　時：2013 年 1 月 14 日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
内　容：『日本の科学者』1 月号＜特集＞国際原子力ムラ―その虚像と実像―

4.3 エネルギー研究会　例会

日　時：2013 年 1 月 19 日（土）14:00～17:00
場　所：九州大学博多駅オフィス（福岡市博多区博多駅中央街 1-1 JR 博多シティ 10F）
内　容：「低線量被曝の物理過程について」（報告：森田満希子氏）
ジョン･W･ゴフマン『人間と放射線　医療 X 線から原発まで』（明石書店，2011）の一部を報告していただき議論します

4.4 『日本の科学者』1 月号 読書会

日　時：2013 年 2 月 11 日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
内　容：『日本の科学者』2 月号＜特集＞グローバル危機の波及と経済政策